

小規模事業者持続化補助金申請対応セミナー

商工会では、小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）に要する経費の2/3が補助される、「小規模事業者持続化補助金」の活用セミナーと補助金申請に伴う、専門家のフォローアップ相談会を開催いたします。販路開拓での売上アップ計画・新規顧客の獲得等をお考えの皆様、この機会に是非ともご参加下さい。

※4月中旬にセミナー受講者を対象にした個別相談会を実施予定です。

- 開催日時 **3月29日（木） 13:30～15:00**
- 場 所 立山舟橋商工会（本所）第2会議室
- 講 師 中小企業診断士 越澤 勝 氏
- 内 容 小規模事業者持続化補助金申請書作成について
経営計画書、補助事業計画書作成のポイント
- 詳 細 小規模事業者持続化補助金公募要領等ダウンロードサイトをご確認ください

<http://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/H30jizokuka.page>

- お申込み方法 参加ご希望の方は、下記の参加申込書にご記入の上、FAXにて立山舟橋商工会までお申込み下さい（FAX：463-1244）

◎小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が（注1）が、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限50万円（注2）。

補助対象となり得る取組事例

- ・販売用チラシの作成、配布
- ・販売用PR（マスコミ媒体・HPでの広告）
- ・商談会、見本市への出店
- ・集客力を高めるための店舗改装
- ・商品パッケージの改良
- ・新商品の開発 等

注1（小規模事業者の定義）

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業・建設業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

注2 補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。

参 加 申 込 書

事業所名			
受講者名			
電話番号		FAX	

お問合せ・お申込み：立山舟橋商工会（TEL 463-1221・FAX 463-1244）